

# みんなですすめる人権学習指導資料研究開発事業実施要項

## 1 目的

県立学校を対象として、人権教育ガイドラインに基づく「人権学習指導資料（教職員用）」を作成し、その活用促進により、人権教育の総合的・系統的な推進を図る。

## 2 主催

三重県教育委員会

## 3 事業内容

- (1) 県立学校を対象とした人権学習指導資料について、以下の研究・開発を行う。
  - (ア) 現状の把握・分析
  - (イ) 県内外の情報収集・整理
  - (ウ) 指導展開例の開発
- (2) 研究結果に基づき人権学習指導資料を作成する。

## 4 実施方法

- (1) 教職員等で構成された人権学習指導資料作成検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置する。
- (2) 検討委員会設置期間は、2011（平成23）年4月1日～2012（平成24）年3月31日とし、検討委員の任期は1年とする。
- (3) 検討委員会では、三重県人権教育基本方針の「Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組」をふまえ、テーマごとに、作業部会を設置する。
- (4) 学識経験者（大学教授）に監修を依頼する。

## 5 その他

この事業実施要項に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。